

別 表

助成区分	NPO活動サポート事業		
	分野指定枠	寄附者によるネーミング事業	緊急応援枠
助成対象事業	NPOの特性を生かしたアイデア・視点で実施する事業。	同左	定款に定める事業
助成対象者	次のいずれにも該当するNPO法人 ①申請書提出までに、設立登記が完了していること ②県内に事務所を有し、主に県内で活動していること ③特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）を所定の期間内に所轄庁へ提出していること。	同左	次のいずれにも該当するNPO法人 ①申請書提出までに、設立登記が完了していること ②県内に事務所を有し、主に県内で活動していること ③特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）を所定の期間内に所轄庁へ提出していること。 ④全収入の50%以上が事業収入（国等からの補助・助成、会費、寄附金等以外の収入）であること ⑤前事業年度の事業収入が180万円以上であること ⑥前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること
助成対象経費	事業活動を実施するために直接必要な経費（会場費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品費、備品費、委託費、謝金、人件費、その他当該事業実施に必要と認められる経費）	同左	同左
助成額	助成対象経費の4/5以内で、100万円を上限として知事が定める額	助成対象経費の10/10以内で、各寄附金相当額を上限として知事が定める額	10万円（助成対象経費の10/10）
助成対象期間	助成事業を実施する年度の6月1日から2月末日	同左	助成事業を実施する年度の7月1日から2月末日

助成区分	みんなでサポート事業
助成対象事業	埼玉県NPO基金の登録団体が、主に県内において実施する定款に規定された特定非営利活動に係る事業
助成対象者	次のいずれにも該当するNPO法人 ①「埼玉県特定非営利活動促進基金団体登録要綱」に基づき、埼玉県NPO基金に登録されていること ②別に定める基準日以前の2年間に、埼玉県NPO基金に当該団体を希望する寄附金があること ③県からの助成金と自己資金等を併せて5万円以上の事業を、助成対象期間内に実施できること
助成対象経費	事業活動を実施するために直接必要な経費（会場費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品費、備品費、委託費、謝金、人件費、その他当該事業実施に必要と認められる経費）
助成額	年間200万円を上限として知事が定める額
助成対象期間	助成事業を実施する年度の4月1日から2月末日